

## 町田市の景観施策のあり方検討及び制度設計に係る検討業務委託仕様書（案）

### 第1章 総則

#### 第1（適用）

本仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が委託する「町田市の景観施策のあり方検討及び制度設計に係る検討業務委託仕様書」に適用し、受託者（以下「乙」という。）は、契約書、契約約款及び本仕様書（以下「契約条項」という。）に沿って委託業務を実施する。

#### 第2（目的）

2022年3月に策定した上位計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」や、関連計画である「町田市都市づくりのマスタープラン」等（以下、「上位計画等」という。）及び、2022年3月に取りまとめた「町田市景観計画の評価・検証結果報告書（2016～2021年度）（以下「評価検証結果」という。）」を踏まえ、町田市の景観施策のあり方を検討し、「町田市景観計画（2009年策定）」の部分的な見直しや、町田市独自の「屋外広告物条例」の検討を行うため、調査検討や制度の設計に係る業務を委託するものである。

#### 第3（疑義）

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

#### 第4（協議報告）

乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

#### 第5（貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

#### 第6（業務責任者）

1. 乙は、委託業務の統括管理を行う業務責任者を定め甲に届け出る。業務責任者を変更したときも同様とする。
2. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者でなければならない。

#### 第7（担当職員）

甲は、委託業務の「担当職員」を置き、その氏名を乙に通知しなければならない。  
担当職員を変更したときも同様とする。

#### 第8（作業計画）

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議して作業計画書を作成し、甲の承認を得なければならない。
2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び担当技術者、人員体制等その他必要事項を記載する。

#### 第9（成果品の帰属等）

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。
2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。
3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

#### 第10（個人情報保護条例の遵守）

乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、町田市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

#### 第11（秘密の保持）

乙は、この契約の履行に伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後又は、解除後も同様とする。

#### 第12（第三者への提供の禁止）

乙は、この契約により知り得た委託業務の内容を、情報の種別、その使用目的を問わず一切第三者に提供してはならない。契約終了後又は、解除後も同様とする。

#### 第13（事故発生時の報告）

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故が生じた場合は、適切な処理を行うとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告しなければならない。

#### 第14 (事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

#### 第15 (再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。
2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

#### 第16 (複写又は複製の禁止)

乙は、甲の指示がある場合を除き、委託業務に係る内容をすべて複写又は複製してはならない。

#### 第17 (情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し、規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

#### 第18 (職員による立入検査)

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について立入検査し、又は報告を求めることができる。

#### 第19 (対応マニュアルの作成)

乙は、個人情報の滅失、き損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、甲に報告しなければならない。

#### 第20 (指示目的以外の個人情報使用の禁止)

乙は、この契約の履行に伴い知り得た個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

#### 第21 (業務に使用する車両)

乙は、この契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。  
適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 第2章 業務内容

### 第2.2（履行場所）

町田市全域

### 第2.3（作業内容）

#### 1. 町田市の今後とるべき景観施策のあり方の検討

上位計画等及び評価検証結果を踏まえ、町田市の今後とるべき景観施策のあり方の検討を行う。

##### (1) 実態把握と基礎資料の作成

あり方検討の実施にあたり、市内の景観に関する実態を把握（景観上問題となっている屋外広告物、建築物等の把握）や、他市の事例調査により必要な事項を整理すると共に、町田市の今後とるべき景観施策を立案し、基礎資料として取りまとめる。

##### (2) 町田市景観審議会及び専門部会に係る調査検討資料及び会議録の作成

専門部会（3回：2022年6月、7月、9月予定）

景観審議会（1回：2022年10月予定）

##### (3) 今後の景観施策のあり方検討結果の取りまとめ

上記(1)(2)の結果を踏まえ、今後の景観施策のあり方検討結果を取りまとめる。（本編及び概要版）

#### 2. あり方検討を踏まえた制度の設計

上記1.のあり方検討結果を踏まえ、下記の制度設計や計画改定案の検討、取りまとめを行う。

##### (1) 屋外広告物条例について

町田市の地域特性に応じて、一体的な景観形成を図るため、町田市独自の屋外広告物条例及び規則の各案について、調査検討を行い、取りまとめる。

(なお、屋外広告物法第28条の規定に基づき、町田市独自の屋外広告物条例案を検討し、東京都からの権限移譲を目指している。)

(2) 「町田市景観計画」の改定について

「町田市景観計画」は目標年次を2030年としているため、継続的な運用を要するが、上記1.の景観施策のあり方検討の結果や、上記(1)の屋外広告物条例の制定を踏まえ、見直しを要する事項を整理し、改定案を取りまとめる。

(3) 「町田市景観条例」の改定について

「町田市景観計画」の見直しや、屋外広告物条例案の検討に合わせ、町田市景観条例の改定を要する事項を整理し、条例及び規則について調査、検討を行、条文案を取りまとめる。

(4) 町田市景観審議会、及び専門部会に係る検討資料及び会議録の作成

専門部会(5回:2022年11月、2023年1月、3月、5月、7月予定)

景観審議会(3回:2022年10月(あり方検討と兼ねる)、2023年1月、8月予定)

(5) パブリックコメントの実施に係る資料作成

町田市屋外広告物条例案及び、景観計画の改定に係るパブリックコメントの実施について、資料作成、意見集約を行う。

(2023年10月~11月頃実施予定)

(6) 手引き等の作成

町田市の屋外広告物条例について、市民や事業者に分かりやすく内容を伝えるため、手引きの冊子等(本編及び概要版)を作成する。

また、景観計画の改定概要を伝える冊子等(本編及び概要版)を作成する。

### 第3章 成果品

#### 第24(成果品)

本契約に関する成果品は次のとおりとする。受託者は、成果品の内容、形式等について事前に委託者の担当者と協議し、委託者の承認を得てから作成すること。

(1) 報告書(一連の業務の成果と取りまとめたもの) A4版 1部

(2) 打合せ記録一式(専門部会含む) 1部

(3) 各種検討資料一式 1部

(4) 手引き等の原稿 各1部

(5) 上記の電子データ

#### 第25（履行の報告）

乙は、契約期間内に、第23の成果品の納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

#### 第26（検査）

この契約の契約約款第24条第2項の検査に合格したときをもって、成果品の引渡しを完了したものとする。

#### 第27（支払い方法）

契約の全てが履行され、報告書の提出によって履行の確認をした後、請求に基づき一括して契約金額を支払うものとする。

### 第4章 契約期間

#### 第28（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結の日から、2024年3月15日までとする。

以 上